

韓国における青年基本法

西 村 憲 次

1. 青年に焦点を当てた法律制定の背景

(1) 青年期に焦点を当てた法律

本稿は、2020年1月9日に韓国の国会本会議において可決し、同年8月5日に施行された「青年基本法」の法律訳とその解説を行うことを目的としている⁽¹⁾。この法律は、遡ること2014年に初めて国会において発議されて、約6年間かけて成立したものである。

青年基本法は、いわばライフサイクルの一つである「青年期」という自立して生活を営む「成人」への移行期に焦点を当てた法律である。こうした青年期に焦点を当てた法律が成立した背景には、今日の青年が直面している様々な生きづらさがあると言える。

韓国では、1997年のIMF通貨危機以降、新自由主義的な傾向が強まり、社会・経済・雇用状況に重大な影響を及ぼした。失業、リストラ、企業倒産の発生、家庭崩壊、自殺者の増加、非正規労働者・派遣労働者の創出、働く貧困層の増加などの社会問題が噴出した。

(1) 文末に韓国青年基本法の法律訳〔資料1〕とソウル特別市の青年基本条例訳〔資料2〕を掲載する。条文は、いずれも韓国法制処ホームページから入手した (<https://www.law.go.kr/>)。なお、本稿の注釈のうち、上記法律・条例以外の注釈引用URLの最終閲覧日はすべて2021年12月10日である。

雇用状況の悪化は未熟練の青年にも直撃し、失業・半失業、非正規雇用が増大した。青年は、良質な雇用を求めて、厳しい受験戦争に勝ち抜き、在学中そして卒業後も就職活動のために時間を費やし、また一部の青年は、相対的に安定した公務員を目指し、試験勉強に追われている。青年期から「成人」への移行期の長期化は、青年に様々な生活困難をもたらしている。

(2) 青年の生活困難

イ・スンユン氏は、青年の生活困難の特徴について次の点を挙げている。

①他の年齢層に比べて、青年の失業率が高いこと、②いわゆるニートと呼ばれている就学・就業をせず、職業訓練を受けていない青年が増えて、高学歴者の中にも、その比率が高まっていること、③大学進学率が高くなっているにもかかわらず、卒業後、労働市場に参入することが困難になっており、労働市場に参入しても非正規雇用などの不安定雇用に就く割合が他の年齢層に比べて高いこと、④大学卒業後、条件の良い仕事に就くために就職を遅らせる傾向が定着し、新たな貧困集団としての青年集団を生み出す要因になっていること、⑤社会保険の加入率が他の年齢層よりも相対的に低く、社会的な保護を受けることを困難にしていること、⑥雇用の不安定化による所得の減少は、学資ローンの返済を困難にし、また、住居の確保を困難にする要因にもなっているとしている⁽²⁾。

実際に、青年の失業率は、2020年に9.0%で、これは、全体の失業率4.0%と比べると遥かに高い数字である⁽³⁾。また、韓国の大学進学率は2015年に70.8%と非常に高くなっているにもかかわらず、青年の雇用率は、

(2) イ・スンユン他「韓国青年労働市場の不安定性分析」『批判社会政策第54号』批判と代案のための社会福祉学会、2017年2月 492～495頁 이승훈, 백승호, 김미경, 김윤영 「한국 청년노동시장의 불안정성 분석」 비판사회정책 제54호, 2017.2

(3) 韓国統計庁「経済活動人口調査」통계청「경제활동인구조사」https://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1063

42%⁽⁴⁾と低い。

また青年の失業の特徴について、イ・スンユン氏は、「青年の失業は、他の世代の人々の失業問題と性格が異なる。青年期には、職業訓練に参加し教育を受け、経歴を重ねることが必要で失業状態のまま、中・高年層になると不安定性がより増すことになる」と指摘している⁽⁵⁾。

韓国保健社会研究院のキム・テウン氏らが行った青年の貧困実態報告では、青年の貧困実態について以下の点が明らかになっている。

①青年は、およそ3人に1人の割合で、働く貧困状態にあるか、あるいは不安定雇用就いていて、②20代で、一度、貧困状態に陥ると、そのまま30代、40代になっても貧困状態から抜け出せずに、長期にわたり貧困状態が継続する可能性がある⁽⁶⁾。

そして、こうした貧困状況を解決するために、①求職・失業期間における青年の生活の安定を保障するセーフティネットの構築、②雇用の量とともに質の拡大、③青年が中小企業に就職した場合、長期間働けるようにするための住居支援、保育・教育施設などの提供、④大企業と中小企業との間の福祉（福利厚生）の格差の縮小、⑤国民基礎生活保障制度の住居給付の拡大、空き家の活用等による賃貸住宅の確保など、具体的な支援策を提示した⁽⁷⁾。

(4) イ・スンユン他 前掲書(2) 492頁

(5) 青年政策、青年の未来に明るい青写真を提示するのか——イ・スンユン青年政策調整委員会副委員長特別インタビュー——韓国・中大新聞2020年12月7日「청년정책, 청년 미래에 밝은 청사진 제시하나」<http://news.cauon.net/news/articleView.html?idxno=35032>

(6) ハンギョレ新聞2017年3月3日 青年3名のうち1名、働いても貧しい「働く貧困層」한겨레「청년3명중 1명, 일해도 가난한 '노동빈곤층'」http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/785032.html

(7) キム・テウン, チェ・ジュンヨン「青年の貧困実態：青年の誰が貧しいのか」『保健福祉フォーラムNo.244』韓国保健社会研究院、2017年2月 12～13頁、17～18頁 김태완·최준영「청년의 빈곤 실태」보건복지포럼2017.2

(3) ソウル特別市等の青年支援

大学進学率の高まりと青年雇用率の低下、就業までの移行期間の長期化によって、青年は大学卒業後、安定した仕事を求めて、いわゆる就職浪人をする形で、資格を取得し、大学院など上級の教育機関に進学するなど様々な準備を行う。また何らかの社会活動にも参加する場合もある。当然その期間にかかる経費は親に依存するか、自ら調達しなければならない。

青年の様々な生活困難を支援するために、地方自治体が独自に青年への支援を行っている。例えばソウル特別市（以下、ソウル市）は2016年から青年手当を支給している。2020年時点での受給対象は、①ソウル市に居住する満19歳以上34歳以下の者で、②かつ最終学歴となる学校卒業後2年を経過した未就業者のうち、③所得が、基準中位所得の150%以下の者である。また手当の額は、月50万ウォンであり、最大6ヶ月間支給している⁽⁸⁾。

また京畿道城南市では、李在明（イ・ジェミョン）市長（当時）が2016年に青年配当を導入し、市内に3年以上居住している満24歳の青年に四半期ごとに25万ウォン（年間100万ウォン）を地域貨幣によって支給した。2018年に李在明が京畿道知事に就任後は、同様の制度を青年ベーシックインカムと名称を変えて支給している⁽⁹⁾。

(4) 所得格差、不平等が拡大再生産されている

青年をめぐる様々な困難さを表現した、いささか衝撃的な造語が生まれている。厳しい受験戦争と学歴差別や青年の失業率の高まりなど生活困難

(8) ソウル市青年手当2020年第1次募集案内参照 <http://mediahub.seoul.go.kr/archives/1274632>

(9) 社会的経済メディア・イロウンネット「風変わりな実験ベーシックインカム」1 小説「ユートピア」から現実化された様々なベーシックインカム 2020年8月31日 이로운넷「[색다른 실험 기본소득] 1. 소설 '유토피아'에서 현실화된 각양각색 기본소득」<https://www.eroun.net/news/articleView.html?idxno=13271>

を表現した「ヘル（地獄）朝鮮」、将来の見通しへの困難さから、結婚・恋愛・出産を諦めるという意味の「3放世代」、それに加えてマイホームと人間関係を諦める「5放世代」、夢と希望まで失った「7放世代」、あらゆるものを諦める「N放世代」にまで進展している⁽¹⁰⁾。また、青年層が、無理な借金をしてまで家を購入する現象を表現した「ヨンクル（魂までかき集めて借金をする）族」。人文系卒業生の就職難を表現した「人九論 [イングロン]」（就職難の韓国において人文系大学卒業生の90%が就職できない状態にあることを表現した造語）、アルバイトをして学資金に充てる学生を表現した「アルブジャ族」なども造語になった⁽¹¹⁾。

またスプーン階級論は、裕福な家庭に生まれて親の財産を受け取るとることができる人を「金のスプーン」、貧困な親のもとに生まれた人を「土のスプーン」に例えて、親の資産の多寡がそのまま青年世代に及ぶという不平等さを表現している。

（5）青年を巡る社会政策のあり方

そして、このような青年の困難な状況は合計特殊出生率の低下にも直結している。韓国の合計特殊出生率は、2009年に1.149になり、その後、若干改善されたものの、2015年に1.239を記録して以降は、年々減少し、2018年は1（0.977）以下になり、2020年には0.84⁽¹²⁾というOECD諸国の中で最低レベルになった。

これまで、青年政策と言えば、専ら青年を労働市場に参入させるものが

(10) 青年寄稿「青年基本法、ボトムアップ式政策提案が拘束力を持つように」国民日報2015年12月11日 [청년기고] “청년기본법, 상향식 정책제안이 구속력 갖도록” 국민일보 <http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0010153924&code=61111511&sid1=all>

(11) イ・スンユン他 前掲書(2) 489頁

(12) 韓国統計庁『2020年出生統計（確定）』 통계청, 『2020년 출생통계(확정), 국가승인통계 제10103호 출생통계』 https://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1428

中心であったが、労働市場参入一辺倒の支援策では、先述した青年が抱えている様々な生活困難を解決することができない。そのため雇用、所得、住宅、教育、資産形成、文化活動等トータルな支援策が、まさに待ったなしの課題となって浮上してきたのである。

2. 青年基本法成立を促進した力

(1) 当事者の主体的な取り組み等によって6年かけて成立

青年基本法は、2014年の第19代国会において、2014年3月13日にパク・キチュン議員によって行われた青年発展基本法案の発議を皮切りに合計3回発議されたがいずれも廃案になった。次の第20代国会において、2016年5月30日、シン・ボラ議員が青年基本法案を発議した。そして2020年1月9日に、青年基本法が国会本会議において通過するまでに多くの議員が発議し、約6年間かけて国会を通過した⁽¹³⁾。

法律制定を推進した大きな原動力となったのは、当事者である青年自らの主体的な取り組みと、国の動きに先駆けて多くの自治体が、青年に関わる条例を作りリードしたことがあげられる。

(2) 青年の主体的な取り組みの蓄積

青年基本法が策定される過程において、青年自らが「政策を策定する主体」となった。これまで様々な政策策定のプロセスにおいて当事者は、意見を伝えたりする程度であったが、青年当事者がある政策の策定者になるべきという合意を作り上げた⁽¹⁴⁾。

(13) 時代変化の「苦しい手」を取り合う青年基本法…期待してもいいのか？ハンギョレ新聞2020年2月3日 시대변화의 ‘아픈 손’ 맞잡아줄 청년기본법… 기대해도 될까? https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/926714.html

(14) クォン・ジウン（ナメクジ住宅協同組合理事）『『青年基本法』が意味する

2017年9月に発足した「青年基本法制定のための青年団体連席会議」には、青年参与連帯、全国青年政策ネットワーク、青年ユニオン、ナメクジユニオンなど約50の青年団体・組織が結集して、青年基本法制定の全国キャンペーンを行い、1万人署名に取り組み、国会に届けた⁽¹⁵⁾。このような取り組みが全国各地で展開されて、様々な青年の声、ニーズを集約し、その内容が反映されて「青年基本法」成立に至ったのである。

(3) 自治体が条例を策定してリードした

一方、自治体の取り組みもおおきな影響を及ぼした。例えば、ソウル市は、2011年に朴元淳（パク・ウォンスン）が市長（当時）に当選後、青年との政策懇談会を行い、様々な青年政策が試行され、2015年1月に青年基本条例が制定された（資料2）。それ以降、全国各地で青年に関わる条例ができ、2018年2月に仁川広域市において青年基本条例が制定されたことによって全国17のすべての広域市・道において条例が制定された。そして全国の基礎自治体のおよそ4分の3に当たる約160ヵ所の自治体において青年に関わる条例が制定されている⁽¹⁶⁾。

このように、当事者である青年自らが主体的な取り組みを展開し、全国の自治体が条例を策定することで国の青年基本法制定をリードしてきた。

(4) 日本の青年も同様の困難を抱えている

なお、今日の日本においても学生生活から職業生活への移行期において

「るもの」京郷新聞 2020年8月9日 권지웅 민달팽이 주택협동 조합 이 사 ‘청년기본법’ 이 의미하는 것 <https://m.khan.co.kr/opinion/column/article/202008190300025>

(15) 青年基本法制定のための青年団体連席会議「声明 青年が経験する社会問題解決のスタートライン、青年基本法制定を歓迎します」2020年1月13日「[[성명] 청년이 겪는 사회문제 해결의 출발선, 청년기본법 제정을 환영합니다」<https://www.peoplepower21.org/Youth/1679636>

(16) ハンギョレ新聞2020年2月3日 前掲書(13)

様々な困難を抱えた青年が多く存在することが広く認知されるようになってきている⁽¹⁷⁾。就職活動の早期化・長期化・困難化、低賃金・長時間労働など雇用不安定、派遣労働の拡大、非正規労働者の増大、職業訓練の不十分さ、社会保険適用率の低さ、教育費用の高騰化、奨学金返済問題、住宅問題、少子化の進展などは、韓国の青年が置かれている現状と共通するものがあり、青年基本法の制定を推進した青年の主体的な取り組み、自治体の先駆的な取り組みは参考になるところが多く、日本の青年問題の解決策を検討する上で、示唆を与えているのではないかと考えられる。

3. 青年基本法の構成と内容

(1) 青年基本法の特徴

制定された青年基本法の特徴は、①青年の年齢区分を定義したこと、②国及び地方自治体の責任を明確にし、トータルな青年政策の樹立を目的にしたこと、③青年政策を審議する調整機関を設けたこと、④青年が政策決定に直接参加する機会を設けたこと、などである。

(2) 具体的な内容

①青年の年齢範囲を定義した

まず、表1に示すように各種法律・制度・政策毎に青年の年齢の定義が異なっているが、第3条において、青年を「19歳以上34歳以下の者」と定義した。ただし、他の法令及び条例において青年についての年齢を別に適用する場合は、それによることができるとした。

(17) 濱畑芳和「若者・学生の移行期における雇用・社会保障法制的課題」矢野昌弘・脇田滋・木下秀雄編『雇用社会の危機と労働・社会保障の展望』（龍谷大学社会科学研究所叢書第115巻）日本評論社 2017年2月 133～149頁

表1 各種法律・制度における青年の年齢区分

法律・制度等	年齢区分
青年基本法	19歳以上34歳以下
青少年基本法	9歳以上24歳以下
青年雇用促進特別法施行令	15歳以上29歳以下
韓国政府統計庁	15歳以上29歳以下
青年求職活動支援金	18歳以上34歳以下
ソウル市青年基本条例	19歳以上39歳以下
ソウル市青年手当	19歳以上34歳以下

※韓国法制処、統計庁ホームページ等から作成

②国・自治体の責務と、青年の權益を増進するための具体的な基本施策を明記した

第4条において国と地方自治体の責務について定め、第8条及び第9条には、5年ごとの青年政策基本計画の樹立と年度毎の施行計画の樹立を義務づけた。

第17条～第24条では、青年の雇用、創業、能力開発、住居、福祉、金融生活、文化活動、国際協力支援等、青年の権利及び利益を増進するための基本施策を広範囲に掲げた。

③政策を推進する委員会を設けた

第13条には、青年政策の主な内容を審議する機関として、基本計画の作成や計画の点検、青年に関わる様々な制度の改善などを行う青年政策調整委員会の設置を定めた。そして青年政策調整委員会は、各界各層の様々な声を最大限に反映するため、政府、地方自治体、青年団体などを含む民間分野で構成されることになった。またこれまで政府の様々な省庁において行われてきた青年政策が一つの機関に体系化された。

④青年が政策決定に参加する法的根拠を設けた

青年政策の政策策定過程において、青年の意見等を直接反映することを可能にする法的根拠が設けられた。第13条4項において青年の代表を青年

政策調整委員会の構成委員とする規定を定め、また第15条では、青年政策の諮問・審議などの手続きに青年が参加し、意見集約を行う規定を定めた⁽¹⁸⁾。

4. 今後の課題

(1) 青年の生活困難の背景にある格差や不平等に対していかにメスを入れるのか

青年を取り巻く困難な状況は青年政策のみで解決できるものではない。一括に「青年」と言っても様々な社会階層に所属しており、先述した「金のスプーン」「土のスプーン」といったスプーン階級論に例えられるように、その背景には、格差社会・不平等社会がもたらす構造的な問題が存在しているからである。

そうしたことから今後の青年政策のあり方・方向性について、①格差と不平等を維持する社会構造そのものを転換することが必要であり、②これは青年層だけの問題ではなく社会全体の問題である。③したがって構造的な問題の解決を可能にする国レベルの発展計画に青年問題を位置づけるべきである、との提起もなされている⁽¹⁹⁾。

(2) 青年基本計画始動一期待と課題が交錯

青年基本法が制定されたことによって、いよいよこの法律に基づく具体

(18) 韓国法務部公式ブログ「青年問題解決のための努力、青年基本法制定される」2020年4月25日 법무부 블로그「청년 문제 해결을 위한 노력, 청년기본법 제정되다」<https://blog.daum.net/mojjustice/8708916>

(19) イ・ジョンボン（元韓国労働社会研究所研究委員）「移行期観点の青年政策に対する批判的検討」『韓国労働社会研究所 イシューペーパー149号』2021年5月 15頁 이정봉「이행기 관점 청년정책에 대한 비판적 검토」『한국노동사회연구소 이슈페이퍼 149』2021.5

的な国の青年政策が始動した。法第8条に基づき、2020年12月に、第1次「青年政策基本計画」（2021年から2025年まで）が策定された。この計画は、5年間の青年政策の方向性を提示し、政府及び地方自治体の具体的な青年政策の策定にも影響を及ぼすものである。

策定された第一次青年基本計画については、青年団体や青年組織などから期待と問題点・課題について論評がなされている。

例えば、計画策定については「青年基本法に基づき、史上初の国レベルの包括的計画が発表されたことは、歓迎すべきこと」「青年の民間委員の参加によって、計画案が樹立された点も大きな意義がある」（カン・ミンジン青年正義党創党準備委員会委員長・当時）」⁽²⁰⁾「中央政府レベルでも、青年世代が経験する不平等の問題を直視し、これを社会的に解決するための第一歩を踏み出した（青年ユニオン）」⁽²¹⁾「政府各省庁が個別に推進していた短期の青年政策から抜け出し、今後5年間を見据えた青年政策総合計画が樹立されたことで、青年の生活を総合的に支援する根拠ができた（ナメクジュユニオン）」⁽²²⁾などのコメントを寄せている。

その一方で、具体的な計画の内容については、①計画案の内容は全般的に既存の政策の二番煎じか、すでに実施している政策を一定、量的に拡大

(20) 論評カン・ミンジン青年正義党創党準備委員長、第一次青年政策基本計画、発表に大きな意義があるが、既存の政策の反復にとどまっている点が残念だ 2020年12月24日 [논평] 강민진 청년정의당 창당준비위원장, 제1차 청년정책 기본계획, 발표에 큰 의의 있으나 기존 정책의 반복에 그친 점 아쉬워 https://www.justice21.org/newhome/board/board_view.html?num=137171

(21) 青年ユニオン「[第1次青年政策基本計画の発表に付す] 意味のあるスタート、計画で終わらないように 十分な速度と規模が必要」2020年12月27日 청년유니온「[제1차 청년정책기본계획 발표에 부쳐] 의미 있는 시작, 계획으로 끝나지 않게 충분한 속도와 규모가 필요」<http://youthunion.kr/43519/?ckattempt=1>

(22) [論評] 第1次青年政策基本計画の樹立に対してナメクジュユニオンが提示するいくつかの課題 [논평] 제1차 청년정책 기본계획의 수립에 대해 민달팽이 유니온이 제시하는 몇 가지 과제 <https://minsnailunion.net/welfare/?idx=5562217&bmode=view> なお、ナメクジュユニオンは「かたつむりでも家がある」と住居問題の解決をすすめる青年組織。

する程度に留まっている。②青年が直面している構造的危機の本質は、不平等である。正規雇用と非正規雇用、男性と女性、首都圏の青年と首都圏以外の青年との間の所得格差をはじめとする社会・文化的不平等を解消することが可能な、より強力かつ根本的な対策が必要である（カン・ミンジン青年正義党創党準備委員長・当時）⁽²³⁾等、策定された第一次青年基本計画に対する具体的な問題点・課題についての言及がなされている。

いずれにしても、計画の実施について、「規模と速度が重要であり、第1次青年政策基本計画が、青年世代が抱えている暮らしの問題を解決する重要な出発点にならなければならない（青年ユニオン）⁽²⁴⁾」「青年が自ら参加して十分に議論して作られた計画であるだけに、青年基本計画が構造的格差のもとに置かれた多くの青年に変化をもたらすことを願う（ナメクジユニオン）⁽²⁵⁾」と計画の進展に対して期待を寄せており、今後の具体的な展開が注目される。

(23) 論評カン・ミンジン青年正義党創党準備委員長 前掲書(20)

(24) 青年ユニオン 前掲書(21)

(25) ナメクジユニオン 前掲書(22)

[資料 1]

青年基本法

[施行2020年8月5日] [法律第16956号、2020年2月4日制定]⁽²⁶⁾

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、青年の権利及び責任、並びに国及び地方自治体の青年に対する責務を定め、青年政策の樹立・調整及び青年支援等に関する基本的な事項を規定することを目的とする。

第2条 (基本理念)

- ①この法律は、青年が人間としての尊厳及び価値を実現し、幸福な生活を営むことができる権利を保障され、健全な民主市民としての責務を果たすことができるようにすることを基本理念とする。
- ②第1項の基本理念を具現するための長期的・総合的青年政策を推進する際は、次の各号の事項を考慮しなければならない。
 1. 青年個々人の資質向上及び能動的な生活の実現
 2. 青年の政治・経済・社会・文化等、すべての分野への参加促進
 3. 教育、雇用、職業訓練等における青年の平等な機会の提供
 4. 青年が成長できる社会的・経済的環境づくり

(26) この条文は、韓国法制処のホームページから入手した (<https://www.law.go.kr/>) (最終閲覧2021年12月1日)

第3条（定義）

この法律において使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “青年”とは、19歳以上34歳以下の者をいう。ただし、他の法令及び条例において青年についての年齢を別に適用する場合は、それによることができる。
2. “青年発展”とは、青年の権利保護及び伸張、並びに政策決定過程の参加拡大、雇用促進、能力開発及び福祉向上等を通じて政治・経済・社会・文化のすべての領域において青年の生活の質を向上させることをいう。
3. “青年支援”とは、青年発展のために青年に提供される社会的・経済的支援をいう。
4. “青年政策”とは、青年発展を主たる目標とするものであって、国又は地方自治体が施行する政策をいう。

第4条（国及び地方自治体の責務）

- ①国及び地方自治体は、青年発展に必要な法的・制度的装置を設けて、施行しなければならない。
- ②国及び地方自治体は、青年政策の樹立手続きに青年の参加又は意見の集約を保障する措置を行わなければならない。
- ③国及び地方自治体は、青年の公正な機会の保障のための制度的装置を設けなければならない。
- ④国及び地方自治体は、この法律による業務の遂行に必要な財源を安定的に確保するための施策を樹立・実施しなければならない。
- ⑤国及び地方自治体は、青年発展、青年支援及び青年政策に関わる内容をあまねく広報し、教育しなければならない。

第5条（青年の権利及び責任）

- ①青年の基本権は、政治・経済・社会・文化等すべての領域において尊重されなければならない。
- ②青年は、自らの意思を自由に明らかにし、自ら決定する権利を持つ。
- ③青年は、人種・宗教・性別・年齢・学歴・身体条件等によるいかなる種類の差別をも受けない。
- ④青年は、社会の正当な構成員として国・社会の意思決定に参加する権利を持つ。
- ⑤青年は、自らの能力を開発し、健全な価値観を確立し、家庭・社会及び国の構成員としての責任を果たすように努めなければならない。

第6条（他の法律との関係）

- ①青年発展、青年支援及び青年政策に関して、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところによる。
- ②青年発展、青年支援及び青年政策に関する法律を制定するか、又は改正する場合には、この法律の趣旨に合うようにしなければならない。

第7条（青年の日）

青年発展及び青年支援を企図し、青年問題に対する関心を高めるために、大統領令で青年の日を定める。

第2章 青年政策基本計画等

第8条（青年政策基本計画の樹立）

- ①国務総理は5年毎に青年政策に関する基本計画（以下“基本計画”という）を樹立・施行しなければならない。
- ②基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。
 - 1. 青年政策の基本方向

2. 青年政策の推進目標
 3. 青年政策に関する分野別主要施策
 4. 以前の基本計画に関する分析・評価
 5. 青年政策に関する機能の調整
 6. 青年政策推進に必要な財源の調達方法
 7. その他、青年政策に関して大統領令で定める事項
- ③基本計画には、雇用・教育・福祉等の分野において脆弱階層に該当する青年に対する別の対策が含まれなければならない。
- ④基本計画の樹立及び変更は、第13条による青年政策調整委員会の審議を経て確定する。
- ⑤その他、基本計画の樹立及び変更等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（年度別施行計画の樹立・施行等）

- ①関係中央行政機関の長並びに特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事及び特別自治道知事（以下“市・道知事”という）は、基本計画により、年度別施行計画（以下“施行計画”という）を毎年樹立・施行しなければならない。
- ②関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第1項により、次の年度の施行計画及び前年度施行計画による推進実績を毎年、国務総理に提出しなければならない。国務総理は提出された施行計画を点検して関係中央行政機関の長及び市・道知事に施行計画の調整を要請することができる。
- ③国務総理は、第2項により、提出された推進実績を総合的に分析・評価し、その結果を第13条による青年政策調整委員会に知らせなければならない。
- ④国務総理は、第3項による推進実績に対する総合的な分析・評価を行

うために、国公立研究機関、国若しくは地方自治体が出捐した研究機関又は民間研究機関を青年政策の分析・評価支援機関（以下“分析・評価支援機関”という。）に指定することができる。

- ⑤国務総理は、分析評価支援機関が指定基準若しくは指定条件に違反したときは、その是正を命じるか、又はその指定を取り消すことができる。
- ⑥国務総理、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、分析・評価支援機関から政策の分析・評価に必要な支援を受けることが可能であり、分析・評価支援機関に諮問することができる。この場合、予算の範囲で、その支援及び諮問に応じる費用を支給することができる。
- ⑦施行計画の樹立・施行・提出、推進実績の提出及び分析・評価等に必要な事項は、大統領令で定める。

第10条（計画樹立及び施行の協力）

- ①国務総理は、基本計画を樹立・施行するために必要な場合、関連機関・法人・団体の長に協力を要請することができる。
- ②関係中央行政機関の長及び市・道知事は、施行計画を樹立・施行するために、必要な場合、関連機関・法人・団体の長に協力を要請することができる。
- ③第1項及び第2項による協力要請を受けた者は、特別な事由がなければこれに協力しなければならない。

第11条（青年実態調査等）

- ①政府は、基本計画等、効率的な青年政策を樹立するために、青年の雇用・住居・教育・文化等に対する実態を調査して公表しなければならない。
- ②政府は、第1項による実態調査のために関連機関・法人・団体の長に

必要な資料の提出又は意見の陳述を要請することができる。この場合、要請された者は、特別な事由がなければ、これに協力しなければならない。

- ③第1項による実態調査の対象・内容及び方法等に必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（青年政策研究事業）

- ①国務総理は、総合的・体系的な青年政策の樹立・施行及び支援のための研究事業（以下“青年政策研究”という）を遂行しなければならない。
- ②国務総理は、第1項による研究事業を効率的に遂行するために、大統領令で定めるところにより、関連専門機関・団体等に該当事業の遂行を委託するか、又は青年政策研究施設をつくることができる。
- ③国務総理は、第2項により研究事業の遂行を委託する場合、予算の範囲で、その事業の遂行に必要な経費の全部又は一部を支援することができる。

第3章 青年政策の総括・調整

第13条（青年政策調整委員会）

- ①青年政策に関する主な事項を審議・調整するために、国務総理所属として青年政策調整委員会（以下、この条文において“委員会”という）を置く。
- ②委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。
1. 基本計画の樹立及び変更に関する事項
 2. 施行計画の樹立及び推進実績の点検に関する事項
 3. 青年政策の調整及び協力に関する事項
 4. 青年政策の分析・評価及び履行状況の点検に関する事項

5. 青年政策の制度改善に関する事項

6. 青年政策に関する国と地方自治体との役割調整に関する事項

7. その他、青年政策の樹立・施行に必要な事項として大統領令で定める事項

③委員会は、委員長1名及び副委員長2名を含む40名以内の委員によって構成する。

④委員長は國務総理とし、副委員長は大統領令で定め、委員は次の各号の者とする。

1. 企画財政部長官、教育部長官、科学技術情報通信部長官、統一部長官、法務部長官、行政安全部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、産業通商資源部長官、保健福祉部長官、雇用労働部長官、女性家族部長官、国土交通部長官、中小ベンチャー企業部長官、金融委員会委員長、國務調整室長及び、その他大統領令で定める中央行政機関の長

2. 地方自治法第165条第1項第1号及び第3号による協議体から、それぞれ推薦する地方自治体の長

3. 青年政策に関する専門知識及び経験が豊富な者又は青年団体の代表等、青年を代表する者の中から委員長が委嘱する者

⑤第4項第1号及び第2号による委員の任期は、その在任期間とし、同項第3号による委員の任期は、2年とする。ただし、第4項第3号の委員のうち機関・団体の代表者資格によって委嘱された場合には、その任期は、代表の地位を維持する期間とする。

⑥第4項第3号による委員を委嘱する際には、性別を考慮しなければならない。

⑦委員会を効率的に運営し、委員会の審議事項を専門的に検討するために、委員会に実務委員会を置き、実務委員会に分野別の専門委員会を置くことができる。

- ⑧委員会の事務を効率的に処理するために、国務調整室に事務局を置く。
- ⑨第1項から第8項までに規定した事項以外に委員会・実務委員会・専門委員会の構成及び運営並びに事務局の組織・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

【参考】2022年1月13日施行の改正規定

第13条（青年政策調整委員会）

- ①青年政策に関する主な事項を審議・調整するために、国務総理所属として青年政策調整委員会（以下、この条文において“委員会”という）を置く。
- ②委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。
1. 基本計画の樹立及び変更に関する事項
 2. 施行計画の樹立及び推進実績の点検に関する事項
 3. 青年政策の調整及び協力に関する事項
 4. 青年政策の分析・評価及び履行状況の点検に関する事項
 5. 青年政策の制度改善に関する事項
 6. 青年政策に関する国と地方自治体との役割調整に関する事項
 7. その他、青年政策の樹立・施行に必要な事項として大統領令で定める事項
- ③委員会は、委員長1名及び副委員長2名を含む40名以内の委員で構成する。
- ④委員長は国務総理とし、副委員長は大統領令で定め、委員は次の各号の者とする。（改正2021年1月12日）
1. 企画財政部長官、教育部長官、科学技術情報通信部長官、統一部長官、法務部長官、行政安全部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、産業通商資源部長官、保健福祉部長官、雇用労働部長官、女性家族部長官、国土交通部長官、中小ベンチャー企

業部長官、金融委員会委員長、國務調整室長及び、その他、大統領令で定める中央行政機関の長

2. 地方自治法第182条第1項第1号及び第3号による協議体から、それぞれ推薦する地方自治体の長

3. 青年政策に関する専門知識及び経験が豊富な者又は青年団体の代表等、青年を代表する者の中から委員長が委嘱する者

⑤第4項第1号及び第2号による委員の任期は、その在任期間とし、同項第3号による委員の任期は、2年とする。ただし、第4項第3号の委員のうち機関・団体の代表者資格で委嘱された場合には、その任期は、代表の地位を維持する期間とする。

⑥第4項第3号による委員を委嘱する際には、性別を考慮しなければならない。

⑦委員会を効率的に運営し、委員会の審議事項を専門的に検討するために、委員会に実務委員会を置き、実務委員会に分野別の専門委員会を置くことができる。

⑧委員会の事務を効率的に処理するために、國務調整室に事務局を置く。

⑨第1項から第8項までに規定した事項以外に委員会・実務委員会・専門委員会の構成及び運営並びに事務局の組織・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[施行日：2022年1月13日] 第13条

第14条（地方青年政策調整委員会）

- ①市・道知事は、管轄地域の青年政策に関する主な事項を審議・調整するために、地方青年政策調整委員会を置く。
- ②地方青年政策調整委員会の委員として該当地域の青年を代表する者を含めなければならない。
- ③その他、地方青年政策調整委員会の構成及び運営に必要な事項は、条

例で定める。

第15条（政策決定過程への青年の参加拡大）

- ①関係中央行政機関の長及び市・道知事は、青年政策決定過程の諮問・審議等の手続に青年を参加させるか、又はその意見を集約しなければならない。
- ②関係中央行政機関の長及び市・道知事は、青年政策を主に扱う委員会を構成する際、委嘱職委員の一定比率以上を青年に委嘱しなければならない。この場合、委員会の範囲及び委員会毎に青年を委嘱する割合等、具体的な事項は大統領令で定める。
- ③関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第1項及び第2項による青年の参加状況を国務総理に提出しなければならない。
- ④国務総理は第3項による委員会の青年の参加状況を公表しなければならない。必要な場合は関係中央行政機関の長及び市・道知事に対し、改善を勧告することができる。
- ⑤国務総理は青年政策課題の設定・推進・点検のために、青年政策の専門家及び多様な青年の参加が活性化するように努めなければならない。

【参考】 2022年2月18日施行の改正規定

第15条の2（青年人材情報の収集・管理）

- ①関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第15条による政策決定過程に青年の参加を支援するために大統領令で定める一定の資格を備えた青年人材に関する情報を収集・管理することができる。
- ②青年人材に関する情報の収集・管理等については「国家公務員法」第19条の3第2項から第6項までの規定を準用する。この場合、“人事革新処長”は“関係中央行政機関の長及び市・道知事”並びに“公職候補者等”は“青年人材”とみなす。

③第1項及び第2項による情報の収集範囲・手続き及び収集された情報の活用・保護等に必要な事項は、大統領令で定める。

〔本条新設2021年8月17日〕

〔施行日：2022年2月18日〕 第15条の2

第16条（青年政策責任官の指定等）

- ①関係中央行政機関の長及び市・道知事は、その機関の青年政策を効率的に樹立・施行するために、所属公務員の中から青年政策責任官を指定しなければならない、必要な場合、青年政策に関する専門の人材を置くことができる。
- ②第1項による青年政策責任官の指定及び任務等に必要な事項は、大統領令で定める。

第4章 青年の權益増進のための施策

第17条（青年の雇用促進及び仕事の質の向上）

国及び地方自治体は、青年雇用を促進し、青年の仕事の質を向上するための対策を設けなければならない。

第18条（青年の創業支援）

国及び地方自治体は、青年の創業を促進し、創業環境を改善するための対策を設けなければならない。

第19条（青年の能力開発支援）

国及び地方自治体は青年の能力・才能・技術等を開発できる教育環境をつくり、創意性及び専門性を向上させることが可能な対策を設けなければならない。

第20条（青年の住居支援）

国及び地方自治体は、青年の住居の安定及び住居の水準向上のための対策を講じなければならない。

第21条（青年の福祉増進）

国及び地方自治体は、青年の肉体的・精神的・健康増進及び生活の質の改善等、福祉増進のための対策を設けなければならない。

第22条（青年の金融生活支援）

国及び地方自治体は、青年の経済的自立及び安定的な金融生活を支援するための対策を設けなければならない。

第23条（青年の文化活動の支援）

国及び地方自治体は、青年の多様かつ創意的な文化活動を支援するための対策を設けなければならない。

第24条（青年の国際協力の支援）

国及び地方自治体は、青年の国際平和増進運動及び国際協力活動の機会を保障するための対策を設けなければならない。

第五章 補則

第25条（権限の委任・委託）

国務総理は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関の長若しくは市・道知事に委任するか、又はその業務の一部を青年政策に関わる専門機関・団体に委託することができる。

第26条（褒賞）

- ①国及び地方自治体は、青年発展に関して功労が顕著な者又は他者に模範となる青年に対して褒賞を行うことができる。
- ②第1項による褒賞の基準・方法・手続等に必要な事項は、大統領令又は条例で定める。

第27条（国会報告）

- ①政府は、基本計画、該当年度施行計画及び推進実績に対する評価等を確定した後、速やかに国会に提出しなければならない。
- ②政府は毎年、主要な青年政策の樹立・推進実績及び青年実態調査に関する年次報告書を作成し、定期国会開会前までに、国会に提出しなければならない。

第28条（罰則適用における公務員擬制）

次の各号に該当する者は、刑法第127条及び第129条から第132条までの規定を適用する際は、公務員とみなす。

1. 第13条による青年政策調整委員会、実務委員会及び専門委員会の委員のうち公務員ではない委員
2. 第14条による地方青年政策調整委員会の委員のうち公務員ではない委員
3. 第25条により委託された業務に従事する青年政策に関わる専門機関・団体の役職員

附則〈法律第16956号、2020年2月4日〉

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

[資料2]

ソウル特別市青年基本条例

[施行2020年10月5日] [ソウル特別市条例 第7695号、2020年10月5日、一部改正]⁽²⁷⁾

第1条（目的）

この条例は政治・経済・社会・文化等すべての分野において、ソウル特別市の青年の能動的な社会参加の機会を保障し、自立基盤の形成を通じて青年の権益増進及び発展に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

この条例は、青年を私たちの社会の独立した構成員として認定し、青年に当事者自ら能動的な生活を営む権利を保障し、社会の一員としての責任及び義務を果たせるようにすることを基本理念とする。

第3条（用語の定義）

この条例において使用する用語の定義は、次の通りである。〈改正2020年3月26日、2020年10月5日〉

1. この条例において“青年”とは、満19歳以上39歳以下の者をいう。
ただし、その他の関係法令及び条例において、別に規定している場合は、その規定による。
2. “青年政策”とは青年の政治・経済・社会・文化等すべての分野で

(27) この条文は、韓国法制処ホームページから入手した (<https://www.law.go.kr/>) (最終閲覧2021年9月5日) なお、この条例は2015年1月2日に制定された。

の参加拡大、権益増進及び青年発展を目的とする政策をいう。

3. “青年団体”とは青年の政治・経済・社会・文化等すべての分野での参加拡大、権益増進及び青年発展を目的とする法人又は団体をいう。
4. “青年企業”とは、代表者が青年である場合又は事業者登録をした個人事業者である青年が実質的に所有するか、若しくは経営する企業であって、会社代表として登記されている場合をいい、青年企業の具体的な範囲は、同条例の施行規則で定める。
5. “青年活動”とは青年の政治・経済・社会・文化等すべての分野での参加の拡大、権益増進及び青年発展のために必要な青年及び青年団体の様々な活動をいう。
6. “青年施設”とは、青年の活動を支援し、青年の自発的な参加を引き出すことにより、青年政策の目的を達成できるようにつくられた施設をいう。

第4条（市長の責務）

- ①ソウル特別市長（以下“市長”という）は、青年政策を推進し、法律及びその他の関係法令並びにこの条例に規定している責務を積極的に遵守しなければならない。
- ②市長は、青年政策の推進のための政治・経済・社会・文化的環境づくりに努めなければならない。

第5条（他の条例との関係）

市は、他の条例を制定・改定する際、この条例の趣旨を考慮しなければならない、青年政策に関わる他の条例を制定するか、又は改定する場合には、この条例に合うようにしなければならない。

第6条（青年政策に関する基本計画）

①市長は、青年政策に関する基本計画（以下“基本計画”という）を5年毎に樹立し、これを施行しなければならない。

②第1項の基本計画は、次の各号の内容が含まなければならない。

〈改正2019年5月16日、2020年3月26日〉

1. 青年政策の基本方向及び推進目標

2. 青年政策に関する主要事項

イ. 青年の政治・経済・社会・文化等すべての分野での参加拡大

ロ. 青年の能力等の開発

ハ. 青年の雇用拡大及び仕事の質の向上

ニ. 青年の住居安定及び住居水準の向上

ホ. 青年の負債の軽減

ヘ. 青年の生活安定

ト. 青年文化の活性化

チ. 青年の権利保護

リ. 青年の健康増進

ヌ. 青年の国際協力

ル. その他、必要と認められる政策分野

3. 青年政策の推進のための財源調達の方策及び支援システム

4. ソウル特別市青年政策委員会等、民官協力システムの構成及び運営

5. その他、青年政策の推進に必要な事項

③市長は、基本計画を樹立・施行する際は、ソウル市の主要政策に連携させるようにしなければならない。

第7条（施行計画の樹立・施行等）

①市長は、第6条により樹立された基本計画による年度別施行計画を樹立・施行しなければならない。

- ②市長は、第1項によって樹立した施行計画及び前年度施行計画による推進実績を第9条による青年政策委員会に毎年、報告しなければならない。

第8条（青年政策研究等）

- ①市長は、この条例の目的に合う青年政策を樹立するために毎年、青年政策研究及び基礎調査を実施することができる。
- ②市長は、第1項の業務を遂行するために専門性を有する機関、法人及び団体等に関連事業を委託するか、又は青年政策研究施設をつくることができる。

第9条（青年政策調整委員会）

- ①市長は、青年政策に関する主要事項を審議・調整するためにソウル特別市青年政策調整委員会（以下“委員会”という）を置く。〈改正2020年10月5日〉
- ②委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。〈改正2020年10月5日〉
1. 基本計画及び施行計画の樹立及び変更に関する事項
 2. 施行計画の年度別の推進実績の点検及び評価に関する事項
 3. 青年政策の施行のための関連事業の調整及び協力に関する事項
 4. その他、青年政策に関して必要と認められる事項
- ③委員会は、委員長2名及び副委員長1名を含む20名以内の委員で構成する。委員長は市長及び委嘱職委員の中から互選される者とし、副委員長は青年政策業務を担当する局長級以上の公務員とする。
- ④委員は充て職及び委嘱職で構成し、充て職の委員は革新・経済・住宅・福祉・文化等の関連部署の局長級以上の公務員とする。
- ⑤委嘱職の委員は、次の各号に該当する者の中から市長が委嘱するが、青年を2分の1以上含めなければならない。〈改正2020年10月5日〉

1. ソウル特別市議会議員
 2. 青年団体で活動した経験が豊富な青年
 3. 青年政策に関する学識及び専門性を有する者並びに関係機関の長
 4. その他、青年政策の推進のために必要と認められる者
- ⑥委員長は、委員会を代表して委員会業務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長がやむを得ない事情で職務を遂行できない場合、職務を代行する。
- ⑦委員の任期は2年とするが、1回に限り再任することが可能であり、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、公務員の任期は、その職務に在職する期間とする
- ⑧市長は委員に、次の各号の事由が発生した時には、任期中であっても解嘱することができる。
1. 委員の義務を誠実に遂行しない時
 2. 職務上知り得た秘密事項を漏洩するか、又は濫用する時
 3. 健康等一身上の理由で委員自らが解嘱を願う時
 4. 委員として活動し続けることが不適当であると認められる時
- ⑨委員会の会議は、年2回定期会議を開催し、それ以外に委員長が必要と認める場合又は在籍委員3分の1以上による会議招集の要求がある場合には、委員長が招集し、会議は在籍委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の賛成で議決する。
- ⑩委員会の業務を効率的に遂行するために、政策分野別に分科会議を置くことができる。分科会議の構成及び運営に関する事項は、委員長が定めるが、分科会議を構成する際には、青年を含めなければならない。
- ⑪委員会の各種事務を処理するために幹事を置く。
- ⑫この条例に規定する事項以外に、委員会の運営に必要な事項は委員会の議決を経て委員長が定める。

[本条見出し改正2020年10月5日]

第10条（青年の参加拡大等）

- ①市長は、市政への青年の参加を拡大し、制度的に定例化し、民主市民としての学習及び経験を支援するよう努めなければならない。〈改正2019年7月18日〉
- ②市長は、ソウル市の各種委員会及び政策決定過程において青年の意思を反映し、青年の参加を保障し、市政に反映された青年の提案政策等の推進状況を点検して評価することができる。〈改正2019年7月18日〉
- ③市長は、青年の能動的な社会参加の機会を保障するために、青年活動を促進し、活性化する支援・育成方策を講じなければならず、予算の範囲内で青年手当を支給することができる。また必要に応じて諮問会議等を構成・運営することが可能であり、出席委員には予算の範囲内で「ソウル特別市委員会手当及び旅費支給条例」により、手当及び旅費等を支給することができる。〈新設2016年1月7日、2020年10月5日〉
- ④青年活動支援方策には次の各号を含む。〈新設2016年1月7日〉
 1. 青年活動活性化のための教育・キャンペーン・プログラム運営及び活動費支給等の行政的・財政的支援
 2. 青年活動支援のための活動費支給対象選定基準・方法・手続き及びその他、必要な事項の樹立・施行
 3. 青年活動支援業務の効率的な推進のため、業務の全部又は一部を専門機関等に委託
- ⑤削除 〈2020年10月5日〉

第11条（青年の能力開発及び教育支援等）

- ①市長は青年の教育格差の解消のために、教育費の軽減及び教育条件の改善等の方策を講じなければならない。
- ②市長は、就業困難及び社会・経済・文化的に困難を抱えている青年の力量開発の対策づくりに努めなければならない。

- ③市長は、創意的・専門的に優秀な人材を養成するための教育課程の開発及び運営を支援することができる。
- ④市長並びに市が出資又は出捐した機関及び市の事務委託機関等の長は、青年政策に関わる公務員及び職員が年に1回以上、青年に関わる教育を受けるようにし、事業場及び民間団体等に対して青年教育が施行されるように勧奨しなければならない。〈新設2020年10月5日〉
- ⑤市長は、青年教育システムの計画及び効果的な施行のために、教育教材の開発及び青年教育の講師養成等に支援することができる。〈新設2020年10月5日〉

[本条見出し改正2020年10月5日]

第12条（青年の雇用拡大等）

- ①市長は、法律により、青年の雇用を拡大し、仕事の質を向上させるための対策を樹立・施行しなければならない。
- ②市長は、青年雇用の拡大のために求職者の職業力量強化及び就業支援方策を講じなければならない。
- ③市長は、民間企業等に適用可能な青年雇用指標を研究・開発し、市及び出資・出捐機関において行われる公共購買等と連携することによって青年雇用を促進させ、支援できるように努めなければならない。
- ④市長は、青年創業を育成するために困難な創業環境の改善及び安定的な基盤づくりのための支援対策を講じなければならない。
- ⑤市長は、青年非正規職に対する雇用差別を改善して仕事の質を向上させるための方策を講じなければならない。「勤労基準法」で定めた基準に達しない労働条件のもとに置かれている青年労働者の権利救済に努めなければならない。〈改正2019年3月28日〉

第13条（青年の住居安定等）

- ①市長は、青年の住居安定及び住居水準の向上のために、公共賃貸住宅の供給、住宅賃借保証金及び借賃の補助方策等の対策を樹立・施行しなければならない。
- ②市長は、青年の住居環境の改善のための方策を講じて、最低住居基準に達しない住宅又は住宅以外の居所に居住する青年の権利救済に努めなければならない。
- ③市長は、第1項及び第2項を施行するに当たり、特別に青年1人世帯のための対策を設けなければならない。〈新設2015年10月8日〉

第14条（青年の金融生活支援等）

- ①市長は、青年の経済的自立及び安定的な金融生活を支援するための対策を樹立・施行しなければならず、青年の金融生活支援等のための教育及び相談支援に努めなければならない。〈改正2020年10月5日〉
- ②市長は「貸付業等の登録及び金融利用者の保護に関する法律」及び「債権の公正な取立てに関する法律」が定めた基準に違反した金融慣行で被害を受けた青年債務者の権利救済に努めなければならない。〈改正2020年10月5日〉

[本条見出し改正2020年10月5日]

第15条（青年の生活安定）

- ①市長は、青年の発展を阻害する生活不安定の要因を積極的に探し出し、これを解消するための支援方策を講じなければならない。
- ②生活安定支援方策には、保健及び安全並びに結婚及び保育等の支援が含まれる。

第16条（青年文化の活性化等）

- ①市長は、青年の生活の質の向上のために、青年文化を活性化するため

の方策を講じなければならない。

- ②市長は、創意的な青年文化の形成のために青年文化芸術家の創作活動を支援し、青年の文化芸術の享有の拡大に努めなければならない。

第17条（青年の権利保護等）

- ①市長は、青年の権利保護のための社会的認識の改善及び環境づくりのための方策を講じなければならない。
- ②市長は、青年の権利保護のために多様なメディアを活用して教育・広報を実施するか、又は青年が教育を受けられるよう支援に努めなければならない。

第18条（青年の健康増進）

- ①市長は、青年の身体的・精神的健康を保護・増進するための方策を講じなければならない。予算の範囲内で支援を行うことができる。この際、社会・経済的理由等で健康管理に困難を抱えている青年を優先的に考慮しなければならない。〈改正2020年10月5日〉
- ②青年の健康保護・増進のための支援方策には次の各号を含む。〈新設2020年10月5日〉
1. 青年の健康保護・増進支援のための支援対象選定基準、方法及び手続き並びにその他、必要な事項の樹立・施行
 2. 青年の健康保護・増進支援業務の効率的な推進のために、業務の全部又は一部を専門機関等に委託
- ③市長は、青年の健康増進のために関連機関及び団体等との協力システムを構築しなければならない。〈改正2020年10月5日〉

[本条新設2019年5月16日]

[従来の第18条は第19条に移動 〈2019年5月16日〉]

第19条（青年の国際協力）

市長は、青年の国際平和増進運動及び国際協力活動の機会を保障するための方策を講じなければならない。

[本条新設2020年3月26日]

[従来の第19条は第20条に移動（2020年3月26日）]

第20条（青年支援機関の設置・運営）

- ①市長は青年政策の推進のために‘ソウル特別市青年ハブ’、‘ソウル特別市青年活動支援センター’及び自治区別の‘ソウル青年センター’等の青年支援機関を設置して運営することができる。〈改正2020年10月5日〉
- ②ソウル特別市青年ハブは次の各号の機能を遂行する。〈改正2020年10月5日〉
 1. 青年コミュニティ及び団体活動支援並びにスペース運営支援のための事業
 2. 国内外における青年ネットワークの構築及びコミュニケーションシステムの活性化
 3. 青年の就業・創業等、就労支援のための市の政策改善及び革新事業の実行
 4. 政策の樹立・運営のための研究調査並びに資料・情報集積及び共有
 5. その他、青年政策に関して必要と認める事業
- ③ソウル特別市青年活動支援センターは、次の各号の機能を遂行する。〈改正2020年10月5日〉
 1. 青年の求職活動支援のための能力開発及び進路模索事業
 2. 青年の心理的安定及び自立支援等の社会セーフティネット事業
 3. 青年支援専門人材育成事業
 4. 自治区別のソウル青年センター支援・教育・評価
 5. その他、青年支援に関して必要と認める事業

④自治区別のソウル青年センターは次の各号の機能を遂行する。〈改正2020年10月5日〉

1. 青年支援情報集積・提供及び分野別総合相談事業
2. 青年の社会的関係ネットワーク形成支援のための事業
3. 地域別青年活動スペース及び基盤提供
4. その他、青年の生活圏基盤政策へのアクセス拡大のために必要と認められる事業

⑤市長は青年支援機関を効率的に運営するために、関連法人又は団体等に委託することができる。〈新設2020年10月5日〉

⑥市長は予算の範囲内で青年支援機関に行政的・財政的支援を行うことが可能であり、自治区で‘ソウル青年センター’等を設置・運営する場合、予算の範囲内で事業費を支援することができる。〈新設2020年10月5日〉

[本条見出し改正2020年10月5日]

[第19条から移動、従来の第20条は第21条へ移動 〈2020年3月26日〉]

第21条（青年施設の設置・運営）

①市長は、青年施設の設置・運営及び支援を行うことが可能であり、予算の範囲内で、施設運営及びその活動等に必要な経費の一部を補助することができる。

②市長は、第1項の青年施設を設置・運営及び支援する過程で、青年の参加及び自由な活動が保障されるように努めなければならない。

③この条例により青年の多様な活動保障及び権益増進等のために市長が設置・運営する青年施設の使用料の料率は、共有財産及び物品管理法第22条第1項及び同法施行令第14条により該当財産評価価格の1000分の10以上とする。〈新設2015年10月8日〉

④青年施設の入居対象者は次の各号の通りである。〈新設2015年10月8日〉

1. ソウルで活動する満19歳～39歳までの個人及び団体（代表者）
2. その他、青年の権益増進及び発展等のために市長が必要と認める者

[第20条から移動、従来の第21条は第22条に移動〈2020年3月26日〉]

第22条（関係機関・団体との協力等）

市長は、青年政策の施行のために、中央行政機関（その所属・傘下機関を含む。以下同じ）、自治区、関係機関及びその他の団体等と積極的に協力しなければならない。

[第21条から移動、従来の第22条は第23条へ移動〈2020年3月26日〉]

第22条の2（青年の日）

市長は、青年支援及び青年発展を企図し、青年問題に対する関心を高めるために、法律第7条による青年の日の趣旨に適合した行事及び教育・広報事業を行うことができる。

[本条新設2020年3月26日]

第23条（青年団体等に対する行政的・財政的支援）

- ①市長は、青年団体、青年政策の施行に寄与する団体又は機関及び青年企業等に行政的・財政的支援を行うことができる。〈改正2020年10月5日〉
- ②第1項による経費の支援方法・手続及びその他、必要な事項は「ソウル特別市補助金管理条例」による。

[第22条から移動〈2020年3月26日〉]

第24条（表彰）

市長は、他人の模範となる青年又は青年発展に関わって顕著な功労があ

翻 訳

ると認められる個人若しくは団体に対して「ソウル特別市表彰条例」により表彰することができる。

[本条新設2020年3月26日]

付則〈第7695号、2020年10月5日〉

この条例は公布した日から施行する。